

広島電鉄株式会社の軌道事業の一部廃止について（１回目）

1. 日 時

令和 7 年 7 月 8 日（火） 10：30～11：05

2. 場 所

国土交通省 4 号館 3 階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

堀川義弘（会長）、白石敏男（会長代理）

二村真理子、三浦大介、大石美奈子、吉田可保里

<国土交通省>

鉄道局：山田狩都市鉄道政策課企画調整官 ほか

事案処理職員：運輸審議会審理室 磯野、大野、藤澤、日下、増田、藤間

4. 議事概要

- 鉄道局より、広島電鉄株式会社の軌道事業の一部廃止（路線付け替えに伴うもの）について、説明した。
- 運輸審議会委員からは、
 - ① 資料 10 ページに「猿猴橋町停留場利用者の 28.8%は J R 線・バス等への乗換利用者」とあるが、これは広島駅行きの路面電車が渋滞（団子運転状態）するので、当該停留場で降りて広島駅まで徒歩で移動するということか。
 - ② それ以外の 7 割は猿猴橋町停留場付近と広島市中心部や広島港方面との利用ということか。
 - ③ 資料 10 ページに「猿猴橋町停留場の利用圏域は」とあるが、利用圏域とはどういう内容か。
 - ④ 地元説明会を行い、猿猴橋町停留場の廃止について合意が得られているとのことだが、具体的には、広島電鉄と利用者の間で合意が得られたということか。
 - ⑤ その説明会の中で猿猴橋町停留場を残して欲しいといった意見は出なかったのか。

等について、意見・質問があった。

- これに対し、鉄道局からは、
- ① 然り。広島駅周辺での路面電車の渋滞を避けて、駅まで徒歩で移動するもの。
 - ② 然り。
 - ③ 広島電鉄利用者に対し、停留場利用時の出発地と目的地を調査したもの。その調査結果によると、猿猴橋町停留場と現行の広島駅停留場の利用圏域はほぼ重複している。
 - ④ 資料中、広島駅南口広場の再整備等に係る基本方針とあるが、この方針の検討にあたり、広島市が主催して説明会を行った。その中で駅前大橋ルートを整備した後の路面電車の在り方についても説明を行い、地元の方との合意が得られているとの報告を受けている。
 - ⑤ 然り。一方で、的場町、段原一丁目の両停留場に関しては残して欲しいという意見があった。

等の回答があった。

- 本日の説明を受けて、今後、本件の取扱（国土交通省設置法第 15 条第 3 項等の規定に該当するか否か）について討議することとされた。

（注） 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第 7 条の 2 の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。